金融監督等にあたっての留意事項について - 事務ガイドライン - 第二分冊:保険会社関係(1/10)

現行	改 正 後
0 一般的事項	0 一般的事項
0 - 3 法令解釈等の照会を受けた場合の対応	0 - 3 法令解釈等の照会を受けた場合の対応
0-3-1 (略)	0-3-1 (略)
0 - 3 - 2 照会に対する回答方法	0 - 3 - 2 照会に対する回答方法
(1)~(4) (略)	(1)~(4) (略)
(新設)	(5) 照会者が照会事項に関し、金融庁からの書面による回答を希望する 場合であって、0-3-3(2)に照らしノーアクションレター制度 の利用が可能な場合には、その旨を照会者に対して伝えることとする。
	 ○ - 3 - 3 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度) 法令適用事前確認手続(以下、「ノーアクションレター制度」という。)とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する制度であり、金融庁では、法令適用事前確認手続きに関する細則を定めている。本項は、ノーアクションレター制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては必ず「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を参照するものとする。

現行	改 正 後
	(1)照会窓口
	照会窓口は、照会案件に係る法令を所管する金融庁の担当課室とし、
	財務局所管の金融機関等は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた
	場合には、照会事案に係る法令を所管する金融庁担当課室に対し、照会
	書面を原則として3日以内にファックス等により送付する。
	(注)財務局においては、照会書面を金融庁担当課室に送付する際、原
	<u>則として審査意見を付するものとする。</u>
	(2)照会書面受領後の流れ
	照会書面を受領後は、回答を行う事案か否か、特に、以下の ないし
	について確認し、当制度の利用ができない照会の場合には、照会者に
	対しその旨を連絡する。また、照会書面の補正及び追加書面の提出等が
	<u>必要な場合には、照会者に対し所要の対応を求めることができる。</u>
	<u> 照会の対象</u>
	民間企業等が、新規の事業や取引を具体的に計画している場合にお
	<u>いて、当庁が本手続の対象としてホームページに掲げた所管の法律及</u>
	びこれに基づく政府令(以下、「対象法令(条項)」という。)に関し、
	<u>以下のような照会を行うものか。</u>
	<u>・その事業や取引を行うことが、無許可営業等にならないかどうか。</u>
	<u>・その事業や取引を行うことが、無届け営業等にならないかどうか。</u>

金融監督等にあたっての留意事項について - 事務ガイドライン - 第二分冊:保険会社関係(3/10)

現行	改 正 後
	・その事業や取引を行うことによって、業務停止や免許取消等(不利
	<u> 益処分)を受けることがないかどうか。</u>
	照会者の範囲
	照会者は、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関
	して、対象法令(条項)の適用に係る照会を行う者及び当該者から依
	頼を受けた弁護士等であって、下記の記載要領を満たした照会書面
	を提出し、かつ、照会者名、照会内容及び回答内容が公表されること
	<u>に同意しているか。</u>
	<u> 照会書面の記載要領</u>
	照会書面(電子的方法を含む。)は、下記の要件を満たしているもの
	<u>か。</u>
	イ.将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実が記載され ていること
	<u>ていること。</u>
	ロ.対象法令(条項)のうち、適用対象となるかどうかを確認したい
	は令の条項が特定されていること。
	/Aマジ示項が行在で16でいること。_
	八.照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることに同意してい
	ることが記載されていること。
	3 - C /3 HD + A C 1 V C V · 3 - C o
	ニュー

金融監督等にあたっての留意事項について - 事務ガイドライン - 第二分冊:保険会社関係(4/10)

現行	改 正 後
	解及びその根拠が明確に記述されていること。
	回答
	<u>照会を受けた課室の長は、照会者からの照会書面が照会窓口に到達</u>
	してから原則として 30 日以内に照会者に対する回答を行うものとす
	<u>る。ただし、次に掲げる場合には、各々の定める期間を回答期間とす</u>
	<u> </u>
	<u>イ.高度な金融技術等に係る照会で慎重な判断を要する場合 原則 60</u>
	<u>日以内</u>
	口.担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい
	支障が生じるおそれがある場合 30 日を超える合理的な期間内
	文牌が主じるので10万0の場合 50 日を起たる日達印を州間で
	八.他府省との共管法令に係る照会の場合 原則 60 日以内
	に要した日数は、回答期間に算入しないものとする。また、30 日以
	内に回答を行わない場合には、照会者に対して、その理由及び回答
	時期の見通しを通知することとする。
	<u>照会及び回答についての公開</u>
	金融庁は、照会者名並びに照会及び回答の内容を、原則として 30
	日以内に全て金融庁ホームページに掲載して公開する。
	ただし、照会者が、照会書に、回答から 30 日を超えて公開を希望す

現行	改 正 後
	<u>る理由及び公開可能とする時期を付記している場合であって、その理</u>
	由が合理的であると認められるときは、回答から 30 日を超えて公開す
	ることができる。この場合においては、必ずしも照会者の希望する時
	期まで公開を延期するものではなく、公開を延期する理由が消滅した
	場合には、公開する旨を照会者に通知した上で、公開することができ
	<u>る。また、照会及び回答内容のうち、行政機関の保有する情報の公開</u>
	<u>に関する法律に定める不開示事由に該当しうる情報が含まれている場</u>
	<u>合、必要に応じ、これを除いて公表することができる。</u>
0 - 4 (略)	0 - 4 (略)
	0 5 (707)
0-5 (略)	0-5 (略)
(新設)	 0 - 6 行政指導等を行う際の留意点等
(利益文)	0 - 0 11政府等等を1177時の田息息等
	 0 - 6 - 1 行政指導等を行う際の留意点
	保険会社に対して、行政指導等(行政指導等とは行政手続法第2条第6号
	にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、
	相談、助言等の行為を含む。)を行うにあたっては、行政手続法等の法令等に
	沿って適正に行うものとする。特に行政指導を行う際には、以下の点に留意
	<u>する。</u>
	(1)一般原則(行政手続法第 32 条)
	行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現さ

現行	改正後
	<u>れているか。</u>
	<u>例えば、以下の点に留意する。</u>
	イ.行政指導の内容及び運用の実態、担当者の対応等について、相手方
	の理解を得ているか。
	口.相手方が行政指導に協力できないとの意思を明確に表明しているに
	もかかわらず、行政指導を継続していないか。
	相手方が行政指導に従わなかったことを理由として不利益な取扱いを
	<u>してはいないか。</u>
	・ 行政指導に従わない事実を法律の根拠なく公表することも、公表す
	ることにより経済的な損失を与えるなど相手方に対する社会的制裁と
	して機能するような状況の下では、「不利益な取扱い」に当たる場合が
	あることに留意する。
	・ 行政指導を行う段階においては処分権限を行使するか否かは明確で
	なくても、行政指導を行った後の状況によっては処分権限行使の要件
	に該当し、当該権限を行使することがありうる場合に、そのことを示
	して行政指導をすること自体を否定するものではない。
	(2)申請に関連する行政指導(行政手続法第33条)
	申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず
	当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げる
	<u>ようなことをしていないか。</u>
	・ 申請者が、明示的に行政指導に従わない旨の意思表示をしていない
	場合であっても、行政指導の経緯や周囲の客観情勢の変化等を勘案し、
	行政指導の相手方に拒否の意思表示がないかどうかを判断する。

現行	改 正 後
	・ 申請者が行政指導に対応している場合でも、申請に対する判断・応
	答が留保されることについても任意に同意しているとは必ずしもいえ
	ないことに留意する。
	・ 例えば、以下の点に留意する。
	<u>イ.申請者が行政指導に従わざるを得ないようにさせ、申請者の権利</u>
	<u>の行使を妨げるようなことをしていないか。</u>
	口.申請者が行政指導に従わない旨の意思表明を明確には行っていな
	い場合、行政指導を行っていることを理由に申請に対する審査・応
	<u>答を留保していないか。</u>
	八.申請者が行政指導に従わない意思を表明した場合には、行政指導
	を中止し、申請に対し、速やかに適切な対応をしているか。
	(3)許認可等の権限に関連する行政指導(行政手続法第34条)
	許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使する
	<u>ことができない場合又は行使する意思がない場合にもかかわらず、当該</u>
	権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従
	<u>う事を余儀なくさせていないか。</u>
	例えば、以下の点に留意する。
	<u>イ.許認可等の拒否処分をすることができないにもかかわらず、できる</u>
	<u>旨を示して一定の作為または不作為を求めていないか。</u>
	<u>口.行政指導に従わなければすぐにでも権限を行使することを示唆した</u>
	り、何らかの不利益な取扱いを行ったりすることを暗示するなど、相
	<u>手方が行政指導に従わざるを得ないように仕向けてはいないか。</u>

現行	改正後
	(4)行政指導の方式(行政手続法第35条)
	<u> 行政指導を行う際には、相手方に対し、行政指導の趣旨及び内容並</u>
	びに責任者を明確に示しているか。
	例えば、以下の点に留意する。
	イ.相手方に対して求める作為または不作為の内容を明確にしている
	<u>か。</u>
	口. 当該行政指導をどの担当者の責任において行うものであるかを示
	<u>しているか。</u>
	八.個別の法律に根拠を有する行政指導を行う際には、その根拠条項
	<u>を示しているか。</u>
	二.個別の法律に根拠を有さない行政指導を行う際には、当該行政指
	<u>導の必要性について理解を得るため、その趣旨を伝えているか。</u>
	<u>行政指導について、相手方から、行政指導の趣旨及び内容並びに責</u>
	任者を記載した書面の交付を求められた時は、行政上特別の支障がな
	<u>い限り、原則としてこれを交付しているか(但し、行政手続法第 35</u>
	条第3項各号に該当する場合を除く。)
	・書面の交付を求められた場合には、できるだけ速やかに交付する
	ことが必要である。
	・ 書面交付を拒みうる「行政上の特別の支障」がある場合とは、書
	面が作成者の意図と無関係に利用、解釈されること等により行政目
	的が達成できなくなる場合など、その行政指導の趣旨及び内容並び
	<u>に責任者を書面で示すことが行政運営上著しい支障を生じさせる場</u>
	合をいう。

現行	改 正 後
	・単に処理件数が大量であるだけの場合や単に迅速に行う必要があ
	る場合であることをもって、「行政上特別の支障」がある場合に該当
	するとはいえないことに留意する。
	0 - 6 - 2 面談等を行う際の留意点
	職員が、保険会社の役職員等と面談等(面談、電話、電子メール、ファッ
	クス等によるやりとりをいう。以下同じ。)を行うに際しては、下記の事項に
	留意するものとする。
	・ 面談等に参加する職員は、常に綱紀及び品位を保持し、穏健冷静な態度
	<u>で臨んでいるか。</u>
	・ 面談等の目的、相手方の氏名・所属等を確認しているか。
	・ 面談等の方法、面談等を行う場所、時間帯、参加している職員及び相手
	方が、面談等の目的・内容からみてふさわしいものとなっているか。
	・ 面談等の内容・結果について双方の認識が一致するよう、必要に応じ確
	認しているか。特に、面談等の内容・結果が守秘義務の対象となる場合に
	<u>は、そのことが当事者双方にとって明確となっているか。</u>
	・ 面談等の内容が上司の判断を仰ぐ必要のある場合において、状況に応じ
	<u>あらかじめ上司の判断を仰ぎ、又は事後にすみやかに報告しているか。ま</u>
	た、同様の事案について複数の相手方と個別に面談等を行う場合には、行
	<u>政の対応の統一性・透明性に配慮しているか。</u>
	<u>0 - 6 - 3 連絡・相談手続</u>
	面談等を通じて行政指導等を行うに際し、行政手続法に照らし、行政指導

金融監督等にあたっての留意事項について - 事務ガイドライン - 第二分冊:保険会社関係(10/10)

現行	改 正 後
	等の適切性について判断に迷った場合等には、金融庁担当課室に連絡し、必
	要に応じその対応を協議することとする。